第１１章　健康福祉部

1. 健康福祉部の主要事業

(1)障がい差別のない共生社会推進事業

「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例」に基づいて、障がいに対する相互理解と差別解消の取組を推進し、共生社会の実現を図る。

(2)障がい者相談支援事業

松江市障がい者基幹相談支援センター絆を相談拠点とし、相談支援事業所と連携しながら、障がい者や家族等にとって分かりやすく安心して相談できる総合的な相談支援を実施する。

(3)精神保健医療費助成(精神保健対策事業)

障害者総合支援法に基づく精神通院医療費において、市単独助成により自己負担の軽減を図り、患者が良質かつ適切な自立支援医療を受けることで重篤化を予防する。

(4)障がい福祉サービス・障がい児通所サービス

障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、身体・知的・精神に障がいのある方や特定の疾患のある方が地域のなかで自立した生活を続けていけるよう、自宅や施設での介護、通所による就労支援や自立訓練などの各種サービスを提供する。

(5)成年後見制度中核機関運営事業

成年後見制度の利用促進を図るため、中核機関を中心に、「広報」、「利用促進」、「相談」、「後見人等支援」、「不正防止」の5つの機能を充実させ、地域連携ネットワークの機能を強化する。

(6)要配慮者支援組織設置推進事業・要配慮者支援推進事業

配慮が必要な方が安心・安全に暮らせるよう、日常の見守り活動や災害時対応を各地域で実質的に行う「要配慮者支援組織」の立ち上げ、運営費に対して補助を行う。

(7)生活困窮者自立支援事業

生活に困窮している人に対し、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、自立の促進を図る。

(8)ひきこもり対策推進事業

公認心理師による専門相談窓口を設置し、きめ細かい支援を行う。

(9)地域包括ケアシステム構築事業

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができるように、介護・介護予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを切れ目なく一体的に提供していくために、6つの『日常生活圏域』を基本に、それぞれの地域の特性を考慮した地域包括ケアシステムの構築を推進していく。

(10)介護人材確保対策事業

介護人材確保検討会議を設置し、人材の「確保」・「育成」・「定着」の視点から具体的方策を検討し、可能なものから実施。

(11)介護予防・日常生活支援総合事業

生活支援サービスや介護予防サービスの提供体制を構築するため、住民・ボランティア等の多様な方々に参画いただき、住民主体型サービスなどを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進。

(12)包括的支援事業

地域の高齢者の総合相談や支援、権利擁護事業などのケアマネジメントを総合的に行うために、地域包括支援センター6ヵ所とサテライト2ヵ所を設置。

(13)地域ケア会議推進事業

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を進めるため、多職種協働により支援策を講じる。

(14)認知症施策推進事業

認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供、認知症の方や家族への支援などを推進。

(15)在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護の連携強化に向け、課題の抽出と対応策の検討、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、情報共有の支援、相談支援などを推進。

(16)生活支援体制整備事業

住民・ボランティア等を主体とし、29公民館区で生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行い、高齢者を支え合う体制づくりを推進。

(17)がん検診事業

がんの早期発見・早期治療を推進するため、各種がん検診の実施や受診勧奨、がんの正しい知識の普及啓発

活動を行う。あわせて、AYA世代（思春期と成人若年世代）のがん対策として、20歳～39歳の女性への子宮がん検診受診費用の軽減を行う。

(18)歯と口腔の健康づくり事業

壮年期の歯周疾患対策として、40、50、60歳を対象とした歯周病検診、妊婦とそのパートナーを対象とした妊婦・パートナー歯科健康診査事業を実施する。また、高齢期の歯と口腔機能の維持向上対策として、後期高齢者医療広域連合からの委託事業である後期高齢者歯科口腔健診を実施する。

(19)自然に健康になれるまち推進事業

運動の効果や必要性に関する啓発を行うとともに、日常生活の中で気軽に運動に親しむことのできる機会や環境づくりを推進する。美味しく、楽しく減塩や野菜摂取を実践するライフスタイルの情報発信などを行う。

(20)健康なまちづくり支援事業

地域での健康づくりに取り組む団体の活動支援や、事業所等での健康づくりの取組の支援を行う。

(21)たばこ対策推進事業

受動喫煙防止対策を実施するほか、未成年者・妊産婦の喫煙防止、禁煙希望者への支援、たばこに関する正しい知識の周知・啓発等、市民運動として総合的に推進する。

(22)自死対策事業

地域の自死の状況を注視し、関係部署・団体と連携して効果的な対策を検討しながら、相談窓口の周知や啓発活動を継続して実施する。

(23)休日救急診療事業

休日に応急処置などの適切な医療を提供するとともに、急性期病院の負担軽減を図るため、松江市医師会が実施する休日診療に対して補助を行う。

(24)休日歯科応急診療事業

休日に歯科の救急患者に対し応急の診療を行うことで、休日でも安心して受診できる環境を確保する。

(25)骨髄移植ドナー支援事業

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞の提供を行った者に対する助成を行う。

(26)条件不利地域訪問診療支援事業

過疎地域等の「条件不利地域」へ訪問診療を行う医療機関に対して補助を行う。

2. 障がい者(児)福祉　（障がい者福祉課、家庭相談課）

(1)障がい者の状況数等　（令和8年3月末現在）

区分		人数(人)	構成比(%)
身体障害者手帳交付者	視覚障害	573	7.7
	聴覚・平衡障害	903	12.1
	音声・言語・そしゃく障害	82	1.1
	肢体不自由	3,373	45.3
	内部障害	2,508	33.7
	計	7,439	100.0

区分		人数(人)	構成率(%)
療育手帳交付者	A	853	36.1
	B	1,511	63.9
	計	2,364	100.0

区分		人数(人)	構成率(%)
精神障害者保健福祉手帳交付者	1級	523	15.1
	2級	2,124	61.1
	3級	827	23.8
	計	3,474	100.0

区分	人数(人)
自立支援医療受給者証(精神通院)交付者	6,947

(2)主な障がい者福祉サービス　　(令和8年4月1日現在)

事業名	事業概要(県・市単独事業)
福祉医療費助成制度	重度の身体障がい者(身体障害者手帳総合等級1～2級)、重度の知的障がい者(療育手帳A)、ねたきり者(65歳以上で3ヶ月以上臥床し日常生活に介助が必要な人。ただし、認定から1年間のみ対象)、重度の精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)、重複重度障がい者(身体障害者手帳総合等級3～4級+IQ50以下、精神障害者保健福祉手帳2級+身体障害者手帳総合等級3～4級、または精神障害者保健福祉手帳2級+IQ50以下)を対象に医療費の助成を行う。 所得制限、世帯の住民税課税状況等による負担限度額区分あり。

事業名	事業概要(市単独事業)
タクシー運賃助成事業	在宅の身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級所持者のうち、通院・リハビリ、市役所・障がい者団体事務局での手続き等で交通手段にタクシーを利用する場合、500円のタクシー利用券を6枚／月交付する。じん臓機能障害1級で人工透析のため週2回以上通院する人には、通院回数に応じて利用券を割増し交付する。
路線バス優待事業	障がい者の移動手段を確保し、社会参加を促進するため、市内路線バス運賃を無料にする。
障がい者(児)通勤通学等交通費助成事業	通勤や通学など、日常的にコミュニティバスを利用する人に対して、定期券購入代金を助成する。
人工透析患者通院費助成	身体障害者手帳のじん臓機能障害1級で人工透析のために週2回以上通院する場合、通院にかかる費用の一部を助成する。助成額は交通手段や通院距離等によって異なる。
障がい者基幹相談支援センター「絆」	障がいのある方からの制度や施設の利用、生活全般にかかる様々な相談に応じて、必要な情報提供及び助言、その他障がい福祉サービスの利用支援等を行う総合相談窓口を設置。
意思疎通支援事業	聴覚や言語機能等の障がいにより、意思疎通に支障がある方を支援するため、手話通訳者、要約筆記者及び失語症者向け意思疎通支援者等の派遣や養成を行う。
バリアフリーアドバイザー制度	公共都市施設の建設にあたり、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」「松江市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」等に照らし合わせ、設計段階から障がい者自身がアドバイスを行い、バリアフリー化を推進する。
精神障がい者通院医療費助成	自立支援医療(精神通院医療)受給者に対して、自己負担額の一部を助成する。 (病院、診療所等の医療費:自己負担上限額1,000円/月、薬局の薬代:全額助成)
障がい者インターンシップ事業	障がい者の一般就労の促進、障がい者を雇用する企業等の理解促進を図るため、職場実習を受け入れた事業主に奨励金を支給する。

(3)障がい者虐待防止センター

事業名	事業概要
障がい者虐待防止センター	・障がい者虐待に関する相談を受け、障がい者と養護者の支援を行う。 ・障がい者虐待の予防と啓発。

(4)障がい者(児)施設・事業所一覧　　(令和8年4月1日現在)

障がい児施設・事業所	・児童発達支援センター	2ヵ所	定員　580
	・児童発達支援事業所	6ヵ所	
	・放課後等デイサービス	51ヵ所	
	・保育所等訪問支援	4ヵ所	―
	・居宅訪問型児童発達支援	1ヵ所	―
	・福祉型障害児入所施設(※県所管)	1ヵ所	定員　入所20
	・医療型障害児入所施設(※県所管)	1ヵ所	定員　入所90
	・指定発達支援医療機関(※国所管)	2ヵ所	定員　肢体不自由5、重心14
障がい者施設・事業所	・居宅介護	49ヵ所	―
	・重度訪問介護	37ヵ所	―
	・同行援護	14ヵ所	―
	・行動援護	9ヵ所	―
	・生活介護	29ヵ所	定員　828
	・就労移行支援	5ヵ所	定員　58
	・就労継続支援A型	11ヵ所	定員　224
	・就労継続支援B型	51ヵ所	定員　1081

	・就労定着支援	3ヵ所	－
	・就労選択支援	1ヵ所	定員　10
	・自立訓練(生活訓練)	3ヵ所	定員　36
	・自立訓練(機能訓練)	1ヵ所	定員　20
	・自立生活援助	1ヵ所	－
	・療養介護	2ヵ所	定員　265(うち14名は児童)
	・施設入所支援	9ヵ所	定員　440
	・共同生活援助	21ヵ所	定員　479
	・短期入所	23ヵ所	－
相談支援事業所	・計画相談支援	24ヵ所	－
	・障害児相談支援	17ヵ所	－
	・地域移行支援	16ヵ所	－
	・地域定着支援	16ヵ所	－
地域活動支援センター	・Ⅰ型	2ヵ所	定員　50
	・Ⅱ型	1ヵ所	定員　30
	・Ⅲ型	6ヵ所	定員　107
	・基礎型	1ヵ所	定員　10
身体障がい者施設	・点字図書館(※県所管)	1ヵ所	－
	・聴覚障害者情報提供施設(※県所管)	1ヵ所	－

3. 児童福祉　（障がい者福祉課）

(1)特別児童扶養手当

対　　象	身体または精神に一定基準以上の障がいのある20歳未満の子どもを養育している人で、前年中の所得が一定額未満の人。
手当の月額	障がい1級　児童1人につき58,450円(令和8年4月～) 障がい2級　児童1人につき38,930円(令和8年4月～)
支払時期	4月、8月、11月の年3回

(2)障がい児通園事業

在宅の障がい児が、通園しながら障がいの状況に応じて、日常生活における基本的な動作及び集団生活への適応訓練など必要な療育を受けられる事業。

施　設　名	ふじのみ園
対象年齢	満2歳～就学前
対　象　児	知的・身体等の発達の障がいがあり、通園による療育が可能な子ども
定　　員	20名／日

4. 生活保護　（生活福祉課）

(1)生活保護

生活保護世帯数と保護人員数

年　度	保護世帯数	保護人員数	保護率(1,000人につき)
令和7年度末	2,163世帯	2,630人	13.33‰

(2)生活困窮者自立支援事業

事業名	事業内容
自立相談支援事業	・生活困窮者に対する各種支援事業の核となる総合窓口として、生活保護に至る前の段階から早期に支援。相談者の状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成。
住居確保給付金	・離職者等の就職活動を支援するため、家賃相当額(生活保護住宅扶助基準額を上限)を原則3か月間給付。 ・離職者等の家計改善のため、低廉な賃貸住宅等への転居費用を給付。(生活保

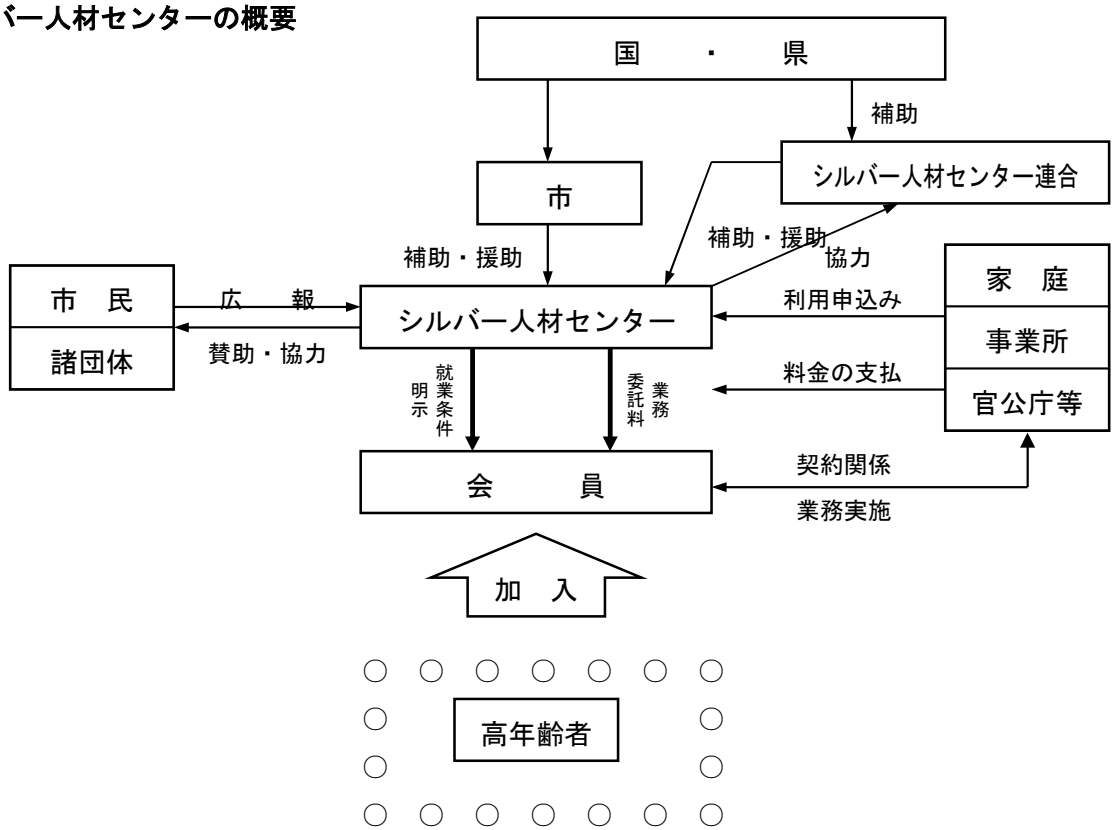
	護住宅扶助基準額×3を上限)
居住支援事業	・住居のない者に対し、原則3か月間、宿泊場所と衣食を提供。
就労準備支援事業	・直ちに一般就労が困難な者に対して、必要な知識、能力の向上が図れるよう、日常生活自立、社会自立、就労自立の3段階ごとに訓練を実施。
家計改善支援事業	・失業や債務問題など家計に課題を抱える者に対し、家計に関するきめ細かい相談支援を行い、必要に応じ資金貸付のあっせんを行う。
アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業	・アウトリーチ等の充実を行い、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方への支援の強化を実施。
子どもの学習・生活支援事業	・生活困窮世帯(要保護世帯及び準要保護世帯)の中学2年生、3年生を対象として、学習支援、居場所(自習室)の提供、進路相談等を実施。

5. シルバー人材センター　（健康福祉総務課）

高齢者が充実した生活を送るには、生きがいを感じながら積極的に社会の中で活動できる環境をつくることが必要である。そのため松江市では高年齢者就業機会確保事業として、自主的な団体であるシルバー人材センターを育成援助し、高年齢者の就業の機会を多くして、あわせて地域社会づくりに寄与している。

所在地	西川津町825－2
設置及び管理運営者	公益社団法人松江市シルバー人材センター
発足年月	昭和57年7月
登録会員数	1018人(令和8年3月末)

シルバー人材センターの概要



職群別事業実績

松江シルバー人材センター

年　度	R5			R6			R7		
職　群	受託件数（件）	就業延人員（人）	比率（%）	受託件数（件）	就業延人員（人）	比率（%）	受託件数（件）	就業延人員（人）	比率（%）
技術群	36	255	0.3	43	202	0.4	54	198	0.5
技能群	5,103	15,098	46.3	4,687	13,826	45.4	4,626	13,543	46.4
事務群	637	1,025	5.8	613	977	5.9	595	981	6.0
管理群	228	8,087	2.1	217	7,759	2.1	217	7,467	2.2
折衝外交群	57	441	0.5	38	358	0.4	39	380	0.4
一般作業群	4,495	30,511	40.8	4,236	29,268	41.1	3,989	26,266	40.1
サービス群	460	2,832	4.2	482	3,487	4.7	442	3,104	4.4
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	11,016	58,249	100.0	10,316	55,877	100.0	9,962	51,939	100.0

6. 高齢者福祉　（介護保険課）

(1)高齢者に関する総合相談窓口（地域包括支援センターの設置）

高齢者福祉の総合相談窓口として、市内に地域包括支援センター6ヵ所とサテライト2ヵ所を設置している。

業務内容は、●介護予防の推進　●介護や福祉、医療等に関する総合的な相談・支援　●虐待防止や成年後見制度等などの権利擁護に関する相談・支援　●その他、ケアマネジャーからの相談への対応等を行っている。

(2)介護予防・生活支援・家族支援事業

事業名	対象	内容	利用金額等
介護予防・生活支援サービス事業	要支援1・2に認定されている者又は介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者	・訪問型サービス ・通所型サービス	所得に応じて1割～3割負担
一般介護予防事業	65歳以上の高齢者と、その支援のための活動に関わる者	・からだ元気塾 ・歯つらつ健口教室 ・なごやか寄り合い事業 ・まめなかポイント事業 ・ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ専門職派遣事業	各事業の定める自己負担の額
安心ライフ援助事業	要支援以上と認定されている者又は介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者であり、在宅の一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、市町村民税が非課税世帯であること。	在宅生活を維持する上で何らかの支援が必要と認められた人に対して家事援助（介護保険対象外）を行う。	30分あたり50円 年8時間以内
家族介護者交流事業	要介護1以上と認定された高齢者等を現に介護している同居の家族（実際に介護している人のみ参加可）	介護者が一時的に介護から離れ、介護者相互の研修交流会に参加し、心身の元気回復を図ることを目的とする。	無料
家族介護用品支給事業	要介護4・5に認定された在宅の高齢者を現に介護している同世帯の家族で、市町村民税が非課税世帯であること。	介護用品（紙オムツ等）を支給し、家族介護者の負担軽減を図る。	1か月あたり6,500円以内（あらかじめ指定された介護用品）
食の自立支援事業	食事の調理が困難で、安否確認の必要な在宅の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等。	栄養のバランスの取れた食事を提供し、当該利用者の安否を確認することにより、高齢者の自立と生活の質の確保を図る。	1食あたり450円（税込）（副食のみは400円（税込））
認知症サポーター養成講座	地域住民、職域、広域の団体・企業等において認知症の人と家族を支える意欲を持つ者。	地域や職域、学校等において、認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成することを目的とする。	無料

(3)地域における高齢者の見守りネットワーク事業

松江市と協力事業者が協力し合い、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられる地域社会の実現を目指す。地域全体で高齢者を見守り、支え合う体制により、地域福祉の向上を図る。

(4)介護保険等のサービス提供施設　　(令和8年4月1日現在)

特別養護老人ホーム	19ヵ所	定員	1,060床
小規模特別養護老人ホーム	5ヵ所	定員	145床
養護老人ホーム	2ヵ所	定員	110床
ケアハウス	6ヵ所	定員	500床
老人保健施設	6ヵ所	定員	489床
グループホーム	38ヵ所	定員	593床
特定施設入居者生活介護	9ヵ所	定員	482床
介護医療院	3ヵ所	定員	283床
有料老人ホーム	37ヵ所	定員	1,245床
サービス付き高齢者向け住宅	33ヵ所	戸数	1,425戸

7. 保健・医療　（健康推進課、保健衛生課）

「第3次健康まつえ21基本計画」に基づき、健康寿命延伸を目指し、健康づくりに取り組む地域の団体、事業所、学校、医療機関と連携し、市民の健康づくりを支える環境を整備する。

また、松江保健所（島根県との共同設置）の専門性を活かしながら、市民のライフサイクルを通して一貫した質の高い保健・医療サービスの提供を行う。

（1）主要死因別死亡者数

順位	死　　因	令和6年（人）
1	悪性新生物（がん）	665
2	老衰	380
3	心疾患（高血圧性除く）	325
4	脳血管疾患	156
5	肺炎	88
6	不慮の事故	72
7	腎不全	59
8	大動脈瘤及び解離	33
9	自殺	24
10	肝疾患	22
	その他	894
総数		2718

（2）健康増進対策事業

訪問指導	健康診査後の訪問など、要支援者に対しての家庭訪問の実施
健康教育	生活習慣病予防、歯周病予防、介護予防等の健康づくりの知識や日常生活の過ごし方、食生活や運動の方法、こころの健康などについて健康教育の実施
健康相談	生活習慣病予防、歯周病予防、介護予防、栄養、運動等の健康相談の実施
健康診査	一般健康診査、松江市国民健康保険特定健康診査、後期高齢者健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、結核・肺がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウィルス検診、歯周病検診
地区活動	地区担当保健師が、健康まつえ21推進隊やヘルスボランティアなどと協働して、地域での健康づくりを進める

（3）感染症対策事業

健康診断	結核検診
予防接種	定期予防接種

（4）休日救急診療の概要

休日（日曜日・祝日・年末年始）に、休日救急診療室（松江記念病院内）で、軽症の救急患者の診療を行う。（夜間及び小学生以下の診療を除く。）

診療実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
診療日数	70日	69日	71日	70日	70 日
総患者数	645人	1,442人	1,761人	1,492人	1,029 人
1日平均患者数	9.2人	20.9人	24.8人	21.3人	14.7 人

（5）休日歯科診療の概要

休日（日曜日・祝日・年末年始）に、休日歯科応急診療所（東部口腔保健センター内）で、歯科の救急患者に対し応急診療を行う。

診療実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
診療日数	68 日	68 日	70 日	53 日	69 日
総患者数	201 人	174 人	234 人	190 人	310 人
1日平均患者数	3.0 人	2.6 人	3.3 人	3.6 人	4.5 人

※R6は施設改修のため休診期間あり（休診日数16日）

（6）骨髄移植ドナー支援事業

次に掲げる骨髄・末梢血幹細胞の提供のための通院、入院の日数に応じ、1日につき20千円（上限140千円）を助成する。

①健康診断のための通院
②自己血貯血のための通院
③骨髄・末梢血幹細胞の採取のための入院
④その他骨髄・末梢血幹細胞の提供に関し、骨髄バンクが必要と認める通院、入院及び面接

8. 松江保健所（松江市・島根県共同設置松江保健所）　（健康福祉総務課）

平成30年4月1日の中核市移行に伴い、保健所を島根県と共同で設置した。保健所の概要は次のとおり。

保健所の業務【総務保健部】

【地域包括ケア推進スタッフ】

・地域包括ケアシステムの構築支援

【総務課】

・衛生統計

・免許申請窓口（医師、歯科医師、看護師、管理栄養士　等）

【心の健康支援課】

・こころの健康に関する啓発

・精神障がい者への支援

・自死予防

【健康増進課】

・健康づくりの推進（健康長寿しまねの推進；運動、栄養、休養等）

・母子保健、成人保健、高齢者保健

・栄養改善

【医事・難病支援課】

・松江圏域保健医療計画の推進（進行管理）

・難病患者への支援

・結核対策（予防、患者支援、接触者健診等）

・エイズ対策

保健所の業務【環境衛生部】

【食品衛生課】

・食品衛生

・食品営業施設等の監視指導

【薬事・感染症対策課】

・感染症対策

・薬事法業務（薬局、薬店への立入等）

・旅館業、クリーニング業、理容業、美容業等の業者への対応

【動物愛護推進課】

・動物愛護に関する啓発活動

・犬・猫の収容、引き取り、返還

・犬・猫の譲渡及び適正飼養

【環境保全課】

・環境汚染防止

・廃棄物対策

※環境保全に関する中核市（松江市）の業務は、松江市環境対策課で実施。

令和8年度　松江保健所職員数

56名（松江市35名、島根県21名）

令和8年度　松江保健所に配置されている技術職

○医師（2名）　【県2】
○保健師（15名）　【市12、県3】
○管理栄養士（4名）　【市4】
○歯科衛生士（1名）　【県1】
○診療放射線技師（1名）　【県1】
○獣医師（4名）　【市3、県1】
○食品衛生監視員（1名）　【県1】
○薬剤師（7名）　【市4、県3】
○臨床検査技師（1名）　【県1】
○化学職（5名）　【県5】

※市23名、県18名　計41名

9. 松江市保健福祉総合センター　（健康推進課）

（1）施設概要

敷地面積　3,995㎡　　建築面積2,243㎡
延床面積　5,126㎡　構造階数:RC構造　地上3階
建 設 費　1,949,602千円



（2）各階施設

3 階	会議室　研修室　調理実習室　和室　地域包括支援センター　発達・教育相談支援センター
2 階	保健センター（健診・予防接種・歯科保健・各種健康講座）　市立病院健診センター
1 階	各種相談室　子育て支援センター（あいあい）　ファミリーサポートセンター 病後児保育室　事務室（健康推進課、予防接種室、こども家庭支援課）

（3）センター内組織

①こども子育て部こども家庭支援課
②健康福祉部健康推進課、予防接種室
③すこやか保育室（松江市立病院委託事業）
④湖南地域包括支援センター（松江市社会福祉協議会委託事業）
⑤発達・教育相談支援センター（教育委員会）
⑥市立病院健診センター（松江市立病院事業）

10. 国民健康保険　（保険年金課）

(1)加入者状況(令和7年度)

人　口(人)	被保険者数 (人)	加入者割合 (%)
192,799	28,803	14.94

注)人口は令和7年9月30日現在。被保険者は、年間平均値。

(2)保険料率等(令和8年度)

算定区分		保険料率	賦課上限額	1人当たり保険料 調定額
医療分	所得割	7.98%	67 万円	79,710 円
	均等割	31,380 円		
	平等割	19,560 円		
後期分	所得割	2.61%	26 万円	27,960 円
	均等割	11,560 円		
	平等割	7,320 円		
介護分	所得割	2.38%	17 万円	28,420 円
	均等割	11,280 円		
	平等割	5,640 円		
子ども分 (新設)	所得割	0.28%	3 万円	3,000 円
	均等割	1,200 円		
	18 歳以上均等割	60 円		
	平等割	820 円		

(3)保険料の収納状況(令和7年度)

区分	調　定　額(円)	収　納　額(円)	収　納　率(%)
現年分	3,327,818,820	3,213,031,635	96.55
滞納繰越分	354,602,935	136,371,464	38.46

(4)給付状況(令和7年度)

療養諸費		高額療養費		出産一時金		葬祭費	
件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数 (件)	金額(千円)	件数 (件)	金額(千円)
580,627	14,537,643	27,330	1,768,337	62	30,440	221	6,630

(5)療養諸費の保険者負担(令和7年度)

受診件数	費用額(千円)				1件当りの 費用(円)
	総額	保険者負担	被保険者 一部負担	公費負担	
580,627	14,537,643	10,666,268	3,370,848	500,527	25,038

(6)国民健康保険事業特別会計予算(令和8年度)　　(単位:千円)

	款 別	予算額		款 別	予算額
歳入	国民健康保険料	3,289,588	歳出	総務費	327,790
	国民健康保険税	227		保険給付費	12,665,532
	使用料及び手数料	587		国民健康保険事業費納付金	4,624,595
	国庫支出金	7,074		保健事業費	287,404
	県支出金	12,944,749		基金積立金	5,348
	財産収入	5,348		公債費	1
	繰入金	1,659,302		諸支出金	16,548
	繰越金	1			
	諸収入	20,342			
歳入合計		17,927,218	歳出合計		17,927,218

11. 後期高齢者医療制度 (保険者:島根県後期高齢者医療広域連合)　(保険年金課)

(1)加入者状況　　(令和8年3月31日現在)

人口(人)	被保険者数(人)			加入者割合(%)
	75歳以上	障がい認定(65～74歳)	計	
191,403	34,433	334	34,767	18.16

(2)保険料等(令和6年度)

保険料率		1人当たり平均保険料(R7本算定時)(円)	賦課限度額(円)
所得割率(%)	均等割額(円)		
10.08	50,160	82,519	800,000

12. 国民年金　(保険年金課)

(1)加入者状況(令和7年度)　　(単位:人)

被保険者総数	第1号被保険者	任意加入被保険者	第3号被保険者
23,746	17,062	172	6,512

(2)年金(旧法)受給権者数と年金額(令和7年度)

老齢年金		通算老齢年金		障害年金		合計	
件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
193	103,343	185	47,010	40	38,357	418	188,711

(3)年金(新法)受給権者数と年金額(令和7年度)

老齢基礎年金		障害基礎年金		遺族基礎年金		寡婦年金		合計	
件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
57,782	43,075,765	4,770	4,391,674	361	300,661	19	8,428	62,932	47,776,529

＊令和7年度　老齢福祉年金受給権者　0人。

※上記の内容は、令和8年6月30日時点での速報値であり、確定値ではありません。